三重大学医学部附属病院 病院長 伊藤正明殿

> 三重大学医学部附属病院監査委員会 委員長 鈴 木 明

平成29年度三重大学医学部附属病院監査委員会報告について

三重大学医学部附属病院監査委員会規程第2条に基づき,監査を実施しましたので,以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

三重大学医学部附属病院監査委員会規程第2条に基づき,三重大学医学部附属病院における医療に係る安全管理の状況について,以下のとおり管理者等からの説明の聴取及び関係資料の確認,また,現場を巡視することによって現状を確認する方法により,監査を実施いたしました。

○日 時: 第1回 平成29年7月12日(水)10:00~11:30

第2回 平成30年3月 7日(水)10:00~12:00

○場 所: 三重大学医学部附属病院 外来棟4階 応接室1

○委員長: 鈴木 明(浜松医科大学医学部附属病院医療安全管理室特任講師)

委 員: 片山 眞洋(片山法律事務所弁護士)

委員: 小池 敦(三重県立看護大学看護学部教授)

委員: 西井 惠子 (三重県津保健所総務企画課医療監視員)

委員: 原 健二(元三重県警察警視)

2. 監査の内容及び結果

(1) 医療安全管理に係る体制について

三重大学医学部附属病院における医療に係る安全管理の組織体制,指針等に基づき,説明 を受け,適正に行われていることを確認した。

(2) 医療安全管理委員会について

医療に係る安全管理のための委員会について,三重大学医学部附属病院医療安全管理委員会規程に基づき,説明を受け,適正に運営されていることを確認した。

(3) 特定機能病院の承認要件に関する対応状況について

①医療安全管理責任者の配置

医療安全担当の副病院長が,医療安全管理責任者として適正に配置され,また,医療安全管理責任者が,医療安全管理部長及び医療安全管理委員会委員長を担っており,医療安

全管理部門を統括していることを確認した。

②医師,薬剤師及び看護師の医療安全管理部門への専従 専任の医師1名,看護師2名,薬剤師1名が配置されていることを確認した。

③医療安全に資する診療内容のモニタリング等

医療安全の確保に資する診療内容のモニタリングについて, 医療安全管理部においてヒ ヤリ・ハット報告書の収集・調査・内容確認の実施, 病院内の巡視等により適正に実施されていることを確認した。

④インシデント・アクシデント等の報告

死亡事例の報告について,全死亡例を医療安全管理部に報告を行う体制が整備され,適 正に実施されていることを確認した。

⑤内部通報窓口の設置

医療安全管理に係る情報提供窓口が設置され、その運用方法や通報者の保護などについて周知されるなど、適正に整備されていることを確認した。

⑥医薬品情報の整理、周知及び周知状況の確認の徹底等

医薬品安全管理責任者を置き,医薬品安全管理部門において医薬品の安全使用のための研修の実施,業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施,未承認等の 医薬品の使用の情報収集等を行うなど適正に実施されており,未承認薬等の使用についての管理も適切に行われていることを確認した。

⑦管理者の医療安全管理経験の要件化

医療安全管理にかかる委員会(医療安全対策委員会,医療の質・倫理検討委員会)の委員としての業務を行うことにより、医療安全管理経験を積んでいることを確認した。

⑧管理者,医療安全管理責任者等によるマネジメント層向け研修の受講 今後,特定機能病院管理者に対する研修について受講計画中であることを確認した。

⑨監査委員会による外部監査

三重大学医学部附属病院監査委員会規程に基づき,平成29年7月12日に第1回を,平成30年3月7日に第2回を開催した。

⑩特定機能病院間相互のピアレビュー

平成 29 年度は、平成 29 年 11 月 8 日に岡山大学病院より訪問を受け、平成 29 年 12 月 7 日に富山大学病院へ訪問した旨の報告があった。

①インフォームド・コンセントの適切な実施の確認等に係る責任者の配置等

医療安全担当の副病院長が、インフォームド・コンセントに関する責任者として適正に 配置され、説明の適切な実施体制を整備し、実施状況を確認するなどの取り組みを確認し た。

②診療録の確認等の責任者の配置等

医療安全担当の副病院長が、診療記録の管理に関する責任者として適正に配置され、診療記録の記載内容を確認することなどにより、診療記録の適切な管理を行うなどの取り組みを実施していることを確認した。

⑬高難度新規医療技術の実施に係る確認部門の設置等

高難度医療技術の実施の適否を確認する部門を医療安全管理部とし、適否等について意見を述べる高難度新規医療技術評価委員会を設置し、三重大学医学部附属病院における高

難度新規医療技術を用いた医療の提供に関する規程に基づき,実施する体制が設けられて おり,病院としてのガバナンス体制が適正に整備されていることを確認した。

④未承認の医薬品等に係る確認部門の設置等

未承認新規医薬品等を用いた医療の提供の適否を確認する部門を医療安全管理部とし、 適否等について意見を述べる未承認新規医薬品・医療機器評価委員会を設置し、三重大学 医学部附属病院における未承認新規医薬品・医療機器を用いた医療の提供に関する規程に 基づき、実施する体制が設けられており、病院としてのガバナンス体制が適正に整備され ていることを確認した。

①職員研修の必須項目の追加等

職員研修の必須項目として追加した研修を実施し、平成29年度は合計16回の職員研修を実施した旨の報告があった。

(4)病院立入検査の結果について

平成 29 年 9 月 7 日に東海北陸厚生局及び三重県における病院立入検査が実施された旨の報告があった。また、指摘事項への対応状況について説明があり、改善状況を確認した。

(5) 院内巡視について

病棟の院内巡視を実施した。病棟の業務内容の説明を受け、現場の状況を確認した。

(6) その他

特定機能病院間における相互チェック等で課題となっている放射線科読影レポートに見落としについては、電子カルテのシステム整備も重要であるが、医師個人への啓発の重要性についても指摘を行った。

3. 総括

三重大学医学部附属病院の医療安全に係る業務について監査を実施した。概ね適正な管理がなされていたと認める。

また,特定機能病院の承認要件への対応状況については,規程等もしっかりと策定されており, 懸念となるような事項は見受けられなかった。引き続き,医療安全管理体制の充実に努められたい。